





発 議	平成 2 9 年 9 月 2 6 日	施行取扱		
決 裁	平成 年 月 日	保存年限	永年・10年・5年・3年・1年・()	
施 行	平成 年 月 日	情報管理	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 (<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 時限) <input type="checkbox"/> 非開示 (非開示解除)	
文書記号	蘭 号	起 案 者	所 属 総務課管財係 職氏名 主事 波 能 研 人	
町 長 副町長 課 長 主 幹 係 長 係    				
合 議				
施行上の 留意事項 (記載者押印)	〇調整済。売買価格 500万。 解体撤去費用(5.616㎡)については、土地価格等に含んでほしい旨依頼が の未納。等、引継ぎ額を売買価格に決定している。			
件 名	旧湯里団地公営住宅の売買契約について			
鶴雅観光開発株式会社と執り進めておりました町有財産の売買について、別紙契約書(案)の とおり契約締結してよろしいか、伺います。				
記				
1. 財産詳細(旧湯里団地公営住宅)				
【土 地】				
所 在	地 番	地 目	地 積	
蘭越町字湯里	347 番	山 林	171 m ²	
同上	351 番 1	山 林	12,232 m ²	
同上	822 番 1	原 野	525 m ²	
同上	823 番 1	原 野	557 m ²	
【建 物】				
所 在	地 番	種 類	構 造	建/延面積
蘭越町字湯里	351 番地	居 宅	亜鉛鍍金銅板葺	334.00 m ²
【立 木】				
所 在	地 番	樹 種	材 積	
蘭越町字湯里	347 番 外	広葉樹	126.000 m ³	
2. 買 受 人	鶴雅観光開発株式会社 代表取締役 大 西 雅 之			

売 買 契 約 書 (案)

売 払 人 蘭 越 町 (以 下 「 甲 」 と い う 。) と 買 受 人 鶴 雅 観 光 開 発 株 式 会 社 が (以 下 「 乙 」 と い う 。) と は 、 次 の 条 項 に よ り 町 有 財 産 の 売 買 契 約 を 締 結 す る 。

第 1 条 売 買 物 件 は 、 別 表 の と お り と す る 。

第 2 条 売 買 代 金 は 、 一 金 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円 也 と す る 。

内 訳 は 、 土 地 代 金 金 2 , 9 0 0 , 0 0 0 円 也 、
建 物 代 金 金 1 , 9 0 0 , 0 0 0 円 也 、
立 木 代 金 金 2 0 0 , 0 0 0 円 也 と す る 。

第 3 条 売 買 代 金 は 、 甲 の 発 行 す る 納 入 通 知 書 に よ り 、 期 限 内 に 指 定 し た 金 融 機 関 に 納 入 す る も の と す る 。

第 4 条 売 買 物 件 は 、 売 買 代 金 納 入 後 、 甲 か ら 乙 に 移 転 す る も の と し 、 乙 は 、 移 転 後 売 買 物 件 の 所 有 権 移 転 登 記 を 行 う も の と す る 。

第 5 条 売 買 契 約 後 に 要 す る 所 有 権 移 転 登 記 の 諸 手 続 に 要 す る 費 用 等 は 、 す べ て 乙 の 負 担 と す る 。

第 6 条 乙 は 、 所 有 権 移 転 登 記 が す べ て 完 了 す る ま で は 、 売 買 物 件 を 使 用 し な い も の と す る 。

第 7 条 売 買 物 件 引 渡 し 後 に 発 生 し た 事 故 等 に つ い て は 、 甲 は 、 一 切 の 責 任 を 負 わ な い 。

第 8 条 甲 は 本 件 土 地 建 物 の 所 有 権 を 第 三 者 に 移 転 し 、 又 は 権 利 (抵 当 権 は 除 く 。) を 設 定 し て は な ら な い 。

第 9 条 甲 は 本 契 約 に 違 反 し た 場 合 に は 、 本 件 土 地 建 物 の 買 戻 し を す る こ と が で き る も の と す る 。 な お 、 買 戻 し の 期 間 は 、 所 有 権 移 転 の 日 か ら 1 0 年 間 と す る 。

第 1 0 条 乙 は 、 物 件 を 引 渡 し 後 に 新 築 予 定 の 居 住 施 設 に つ い て は 、 従 業 員 等 に 生 活 拠 点 と し て 住 民 票 を 異 動 さ せ る も の と す る 。

第11条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

平成29年 9月 日

甲 住所 蘭越町
氏名 蘭越町長 金 秀 行

乙 住所 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉
4丁目6番10号
氏名 鶴雅観光開発 株式会社
代表取締役 大 西 雅 之

別表

[土地]

所在地	地番	地目	地積	摘要
磯谷郡蘭越町湯里	347番	山林	171 m ²	
同上	351番1	山林	12,232 m ²	
同上	822番1	原野	525 m ²	
同上	823番1	原野	557 m ²	

[建物]

所在地	家屋番号	種類	構造	建/延面積
磯谷郡蘭越町湯里	351番地	居宅	亜鉛鍍金鋼板葺	334.00 m ²

[立木]

所在地	地番	樹種	材積	摘要
磯谷郡蘭越町湯里	347番外	広葉樹	126.000 m ³	